

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成21年12月18日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成21年12月18日  
午前10時00分 開会  
午後 1時55分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（4名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	小 島 一
議 長	川 上 命

### 欠席委員（2名）

委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一

### 紹介議員

議 員	蛭 子 智 彦
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	淵 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	船 本 有 美

### 説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清

健康福祉部長	喜田憲康
教育部長	奥村智司
市民生活部次長	郷直也
健康福祉部次長 (後期高齢者医療担当)	藤本政春
教育部次長 (人形会館建設担当)	岸上敏之
市民生活部市民課長	高木勝啓
市民生活部税務課長	細川貴弘
市民生活部収税課長	垣本義博
市民生活部生活環境課長	細川協大
健康福祉部福祉課長	鍵山淳子
健康福祉部長寿福祉課長	小坂利夫
健康福祉部保険課長	馬部総一郎
健康福祉部健康課長	中濱素三子
健康福祉部少子対策課長	久田三枝子
教育委員会教育総務課長	片山勝義
教育委員会学校教育課長	三谷高資 (学校教育指導主事)
教育委員会人権教育課長	橋本浩嗣
教育委員会生涯学習 文化振興課長	中田健市
青少年育成センター所長	高辻隆雄

## II. 会議に付した事件

### 1. 付託案件

- ① 議案第 90号 南あわじ市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について…………… 2 0
  - ② 議案第 91号 南あわじ市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について…………… 2 2
  - ③ 議案第 92号 南あわじ市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について…………… 2 3
  - ④ 議案第 77号 平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）…………… 2 4
  - ⑤ 議案第 78号 平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）…………… 2 7
  - ⑥ 議案第 79号 平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）… 2 9
  - ⑦ 議案第 80号 平成21年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）…………… 3 6
  - ⑧ 議案第 81号 平成21年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）…………… 4 0
  - ⑨ 議案第 99号 学校情報通信技術環境整備事業(南あわじ市)物品売買契約の締結について…………… 4 1
  - ⑩ 議案第100号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム「どんぐりの里」）…………… 5 1
  - ⑪ 議案第101号 財産の無償貸付について（特別養護老人ホーム「どんぐりの里」）…………… 5 1
  - ⑫ 議案第102号 財産の無償譲渡について(特別養護老人ホーム「すいせんホーム」)…………… 5 5
  - ⑬ 議案第103号 財産の無償貸付について(特別養護老人ホーム「すいせんホーム」)…………… 5 5
  - ⑭ 請願第 6号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める請願…………… 5
2. その他…………… 5 8

## III. 会議録

## 文教厚生常任委員会

平成21年12月18日（金）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 1時55分）

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

この冬一番の寒気団が南下しまして、非常にきょうは厳しい寒さの中、文教厚生常任委員会の開催に対しまして、定刻ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、私ごとでございますが、11月の議会役員選におきまして文教常任委員長に選任をいただきまして、ただいまその責務を果たすべく努力、取り組みをしているところでございます。また、執行部の皆様方、そして、委員の各位におかれましては、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

きょうは、委員会付託の文教委員会でございますが、その審査に入る前に、市長よりごあいさつを賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長。

○市長（中田勝久） 皆さんおはようございます。

今も委員長さんからお話ありましたとおり、本当に急に寒くなったものですから、いろいろ私の知ってる人も風邪を引いてしもたとかいう話を聞いているところでございます。議員の先生方にも十分ご自愛いただけたらと思います。

きょうは文教厚生常任委員会に付託を申し上げている案件、非常に多いわけでございますが、どうぞ適切妥当なご決定をよろしくお願いいたしたいと思います。

きのう、おとついとなったんですか、委員会のところで、今、事業仕訳の関係の話をそれぞれ関係する委員会の分でご報告なり申し上げたんですが、実はおとつい、国立淡路青少年交流の家、これが秋にいつも淡路うずしおフェスティバルというのを行ってございまして、年々参加者もふえております。市の方も参画せよということで、私が実行委員長ということで、その責務を伺ってるんですが、その前に、その所の所長から私どもの方に、事業仕訳の中で、今申し上げました独立行政法人国立淡路青年の家も含めてでございますが、青少年教育振興施設という全国に関係する施設が20余りあるそうでございます。それが今回の事業仕訳の中で、自治体、民間へ移管、特に青少年交流の家、自然の家については、国の事業としては廃止すべき、地方公共団体が独自で行っている事業であり、なぜ国が中心となり行うのかが不明というようなコメントが出てございまして、所長さんも大分気を使われて、私ども生涯学習の課長の名前で、南あわじ市に存在する施設で、非常に利用もされているし、青少年の健全育成、教育のために必要やということで、文科省の方にも意見書を出させていただきました。

そんなことで、いろいろと直接、間接に、今回の事業仕訳の中身については、末端の自

治体にこういうようなかかわりが出てきております。結果的にはどうなるかわかりませんが、多分こういう心配が強いということで、所長さんも、当日、私に、また再度そういうお話がございました。皆さん方も、またひとつ関心を持っていただきたいということで報告をさせていただきます。

あと、委員長さん、ちょっと所用入ってますんで中座させていただきます。よろしくお願いいたします。

○楠 和廣委員長 市長が公務で退席をなされますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから第30回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。その前に、蓮池委員につきましては通院ということで欠席、登里委員につきましては風邪引きで欠席ということで届けがございますので、報告をしておきます。

#### 1. 付託案件

⑭ 請願第6号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める請願

○楠 和廣委員長 それでは、30回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、請願第6号、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める請願を議題といたします。

審査に当たり、会議規則第130条の規定により、紹介議員の蛭子智彦議員の説明のための出席を求めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、説明を求めることにいたします。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

○楠 和廣委員長 再開をいたします。

紹介議員より再度の趣旨説明を求めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。

蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 おはようございます。

それでは、紹介議員を代表しまして、請願の趣旨説明をいたします。

説明につきましては、請願書の内容を朗読して説明にかえたいと思います。

南あわじ市議会議長 川上 命 様

2009年12月14日

年金者組合南あわじ市部長 菅 育 郎

淡路民主商工会長 田 中 修 次

紹介議員 蛭 子 智 彦

北 村 利 夫

砂 田 泉 洋

#### 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める請願

国民各層の反対の声を押し切って、前政権によって強引に制定された後期高齢者医療制度は、75歳で医療の内容に差をつけ、僅かな年金からも保険料を天引きするという、世界に例を見ない制度です。

あの太平洋戦争に、赤紙1枚で強制的に動員され、命からがら生還できた方々、戦争で荒廃した祖国の建て直しのために懸命に働いて、今、高齢期を迎えておられる方々に対する国の施策の非情さに、「現代のおば捨」という言葉さえ使われています。

このような世論を背景に、参議院では、民主、共産、社民、国民新党などの賛成で、来年4月までにこの制度を廃止する法案が可決されました。

先の衆院選で自民、公明が大きく後退し、民主党中心の政府が発足し、参議院を通過させた法案をそのまま衆議院に提案すれば、すぐにでもこの制度を廃止して、もとの老人保健制度に戻すことができる条件が整っているにもかかわらず、「新しい制度を作ってから、廃止する」「そのため2年の期間が必要」などという厚生労働大臣の発言が報道されています。

もし、このまま来年4月までに廃止されなければ、保険料が大幅に引き上げられることになることは確実です。東京都広域連合議会の試算によれば、平均1万～1万2,000

円の値上げになるとしています。東京都より高齢化率の高い兵庫県では、東京都以上の値上げになることが予想されます。

低い年金で厳しい生活を強いられている高齢者にこれ以上の負担を増やすことのないよう、下記の事項について、意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。

#### 記

1、来年4月までに、後期高齢者医療制度を廃止すること。  
以上です。

○楠 和廣委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 まず、ここにも書かれてるんですけど、廃止決定していて、そのために2年が要するというふうな労働大臣の発言が報道されておるといふふうに書かれておるんですけども、果たして、これに加入しておられる住民、市民が本当に希望しているかということの調査とか、そういうような声を聞かれてると思うんですけども、そこら辺、どんなふうに思われますか。

○楠 和廣委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 アンケートをとったりということにつきましては、これについてはされていないのではないかと。これはまた、それぞれのここに提出をされている年金者組合、あるいは淡路民主商工会、こういった皆さん方に再度お伺いをする必要があるかと思えますけれども、ここの趣旨としましては、政権交代、つまりさきに行われた総選挙で民主党鳩山、現在の首相ですけれども、たびたび街頭演説等でこの制度を即時廃止しなければいけない。

また、そこにも書かれていますように、即時廃止ということをや野党共同提案、現在の共産党を除く3党は政権党についているわけですから、こうした野党の時代に、参議院で法案を提出し、そして、それを可決をさせたということから見れば、総選挙の中でもこうした国民世論というのは大きく盛り上がっていますし、また、政権交代後、さまざまな国会前での座り込み行動であったり、国会の要請行動であったり、これはご存じあるかどうかわかりませんが、連日のようにこうした行動がとられている。

また、こうした団体からの署名というの届けられている。即時廃止の運動というのは、まだまだ広がっていると思います。



ただ、南あわじ市の市民の皆さんが、どの程度の署名を集めたり、どの程度の運動をしているかということは承知をいたしませんけれども、しかし、南あわじ市での民主党なり、比例代表での民主党の票なりということを見れば、そうした世論というのが、やはり多くの声が結集されているのではないかというふうに理解をしております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 きちんとした調査はされていないというふうに受け取ります。

それと、制度をもとに、来年4月1日から戻すというふうな請願なんですけども、そのもとになるものは、当然、国保受け皿になるのかなというふうにも思うんです。

それと、それを事務処理する処理職員、自治体、市の職員の対応等々、なかなか急に制度を変えて、即刻対応というのが非常にできるのかなというふうな感じもするんですが、この点に対してはどうでしょうか。

○楠 和廣委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 これも鳩山総理、あるいは福山哲郎議員、あるいは長妻 昭、皆さんは国会でこうしたことの提案をしたというふうに、自主的に国民健康保険制度なり他の保険制度から、後期高齢者医療制度を導入するその準備期間は、およそ1年でできたと。だから、これを1年でもとに戻すことは可能であると。なのになぜしないのかということも昨年の国会でそういう議論もあり、また法案を通したと。1年あればできるのではないか。実際に新しい制度をつくるのではなくて、これまでであった国民健康保険等々への入れかえをするだけでいいものではないのかと。

南あわじ市での後期高齢者医療制度の加入者は、およそ8,000人を少し超える、9,000人を下回る程度の人数ではなかったかと思うんですね。保険料の算定の方法も大きくは変わらない。均等割、所得割、こういう考え方でいっておりますので、全国で見れば大きな数になりますけれども、それぞれの自治体に分散をしていけば大きな負担ではないのではないかと。もとに戻すということだけでいいわけで、新しい制度をつくるんではないと思うんですね。

保険料の算定基準というのも当然あるわけですし、多少、保険税額というのに変更があれば、国保であっても、結局は決算が出てから国保運営協議会を開いて、そして、6月の補正で保険税の算定を確定するという作業をやりますので、制度設計としては大きな変更は要らない。ただ、もとに戻す入れ物があるわけですから、これも本会議場での質疑の中でお答えしましたように、南あわじ市には特別会計として、平成21年にあっても老人保健特別会計というのが存在しているわけですので、後期高齢者医療という新しい制度をつく

るときよりも、もとに戻すという作業だけでよいと思いますので、期間的には可能ではないかと。

これは野党の時代には勢いよく今の厚生労働大臣は強く迫っていたのに、与党になった途端に言葉を手のひらを返したように変えてしまうと。ここで言ってることは、結局、一番何を言っているかということ、政権についての政党、国民に対する約束をちゃんと守ってくださいと。これが責任ある政党の姿ですよ。そうでなければ自民党や公明党がやってきた無責任な政治の焼き直しというか、大して変わらないじゃないかと。国民に約束したことを守るといのが政治の本当の意味での改革であるし、民主主義の最も大事な点であるので、せっかく大きな政権交代をしたその政党の責任ということをちゃんと果たしてくださいということが主な趣旨ではないのかなというふうに、一つの趣旨ではないかというふうに思います。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 それと、まず一番困惑し迷惑するんが、やはり該当する後期高齢者、いわゆる75歳以上の老人の方かなと。こういう制度、ころころと変わるといこと、その後に、老人保健から後期高齢者、分けたというのは何かしら問題があったといことだと思います。それをまたもとに戻すといことは、根本的な解決にはならないんじゃないかなといふふうに思いますし、そのあたりのことと、それと、やはり民主党が政権とって、野党のときに言っていたことが、政権とった途端にトーンダウンをしたといふうなことも、現実見た中で、それが果たしてきちんと責任あることが実行できるかどうかといことこの壁に今当たっているのかなと、昨今のほかのこともいろいろとテレビ、新聞等で見聞きしている中で、多少そういうことも考え得るわけですけども、後の方は余分ですけども、前段の方の答弁をお願いします。

○楠 和廣委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 いろいろ背景はあると思います。今、国民総医療費が、大体35兆円ぐらいだったかと思うんですね。そのうちの75歳以上、高齢者の医療費が大体30%前後ではなかったかと。そこへの対応、これは高齢者が高齢社会の中でふえ続けていく。そして、医療、技術の進歩により、医療費というのは高騰していく。そういった中で、これを国が医療費の増加に対して、財政難を理由にして、国民の健康を守るという立場からの交代の中で、高齢者をさまざまな保険制度から隔離をして、自分たちの負担を高齢者みずからの負担をふやすことによつて、医療費の減少を図ろうとしている。

つまり老人を別の制度に分離をして、よく言われていますのは、うば捨て山であるとい

うことが言われていると思うんですけれども。保険税が上がれば病院に行く人も減るだろう。それから、17項目の差別的な診療報酬体系をつくって、例えば、どんな検査をしても、どんなレントゲンを撮っても丸めということ、定額6,000円というふうな、このような医療保険制度に変えた。結局、老人がよく検査をしたり、治療をしたりして、長生きをするということに対してストップをかけると。国民医療費の総抑制の一つの流れとして、後期高齢者医療制度というのが創設をされたというふうに私は理解をしています。

ですから、この後期高齢者医療制度を廃止することは、決して右へ左へ行ってしまうと困るというものではなくて、このことを廃止することが、高齢者の安心して健康で生きがいを持って生きていける、その医療からの健康面からの支えとなるものであると。そういう理解がまず第一に必要であるというふうに思うんです。ですから、間違った医療制度に対して、一刻も早く改革をしてほしい。

それから、保険税については、そもそもが国保に対する国からの支援、これは現状47%国庫補助があると言われてはいますが、かつては総額の医療費に対する補助としてあったわけですが、今は患者負担分を除いての医療費に対しての47%の補助率であると。実質は70掛ける47、35%という国庫補助率に変わっていると思います。これをもとの医療費全体に関する、国保に関しては、47%というのであれば、医療費全体に対する補助というものに変えるということであるとか、あるいは低所得者に対する保険税負担軽減措置、あるいは全般的に言われています、老人、低所得者に対する窓口での医療費負担への減額、こういった制度設計をやっていく必要があるだろうと。このことについては、長妻厚生労働大臣も、やはり今の一番大事なのは、国保税の改革であると。後期高齢者医療制度の問題もあるけれども、国保の改革がまず第一優先されると。これを抜きにして、高齢者の健康を守ることはできないんだということを表明しています。

ただ、その設計に時間がかかるという話であったわけですが、それは大きな改革ということの中身であって、当面は現状の減免制度を活用したり、あるいは財源をつくるという作業をすればよい話であるので、コンピュータの入れかえするのに時間がかかるのか、広域連合の取り扱いを考えるのに時間がかかるからと、主に高齢者側の問題じゃなくて、厚生労働省や、あるいはこれを担当する県や自治体の実務の問題に置きかえて、高齢者にこれ以上犠牲を押しつけることは、やはり認められないのではないかと。現状でいっても、13.8%程度の保険税、来年4月からですが、の値上げが想定されていると。制度が続けば続くほど、高齢者への痛みや苦しみが増していくんだという現状認識をまず持っていただくことが肝要ではないかと、このように思います。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 これ最後の質問にしたいんですけども。

やはり今、とにかく廃止せえというんじゃないくて、それを次にどうするんかというふうなことの検討をしないと、僕も後期高齢者というのは問題が多いというふうには認識しているんで、もちろん廃止して、新しい制度なり何なりいい方法を考えていくべきであろうというふうには思ってますけども。4月から即廃止やというふうになったときに、やはりまたいろんな問題も出るし、またもとの部分についても、今、国保を言われましたけども、国保、他会計、他保険からも4割ほどの補助、補助じゃないんですけども、費用が後期高齢者の方に出ているというふうな部分もあるし、そこらも総合的に考えていくとするなれば、ある程度、1年なり、ここにも2年と書かれていますけども、最低限、そういうふうなことの期間をかけた上で、きちっと次、恒久的となるかどうかちょっとわかりませんが、やはりそれに近いような制度を提示した中で変えていくというふうなことの方が大事なんじゃないかなというふうに思います。

このまま続いていけば、ずっと保険料が上がっていくんやというふうにも言われましたけども、ここにも明記されているように、最大限、マックスで2年というふうな数字が出ておるわけで、何とかをこれを1年にするなり半年にするなり、そういう検討期間というのが、僕はやっぱり必要でないかなというふうに思います。

○楠 和廣委員長          蛭子議員。

○蛭子智彦議員          今、いろいろあると思うんですが、まず第1点は、新しい制度をつくるという中身を吟味する必要があると思うんですが、これは国会の仕事であると思うんです。

今聞こえてくる範囲で、これは厚生労働省のホームページ、ここにこんなことが書いてあります。検討に当たっては以下の6原則を定めると。まず、後期高齢者医療制度を廃止する。2番目に、民主党マニフェストで掲げている地域保険としての一元的運用の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。3、後期高齢者医療制度の年齢区分けを廃止する。4、市町村国保などの負担増に十分配慮する。5、高齢者の保険料が急に増加したり不公平なものにならないようにする。6、市町村国保の広域化につながる見直しを行う。

この中で大変問題をはらんでいると思いますのは、2番と6番です。つまり後期高齢者医療制度を廃止すると言いながら、地域保険としての一元的運用の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。後期高齢者医療制度を廃止するけれども、高齢者のための新たな制度を構築すると、こういうことを言ってます。

それから、6番目ですね、市町村国保の広域化につながる見直しを行う。これは大変大きな問題だと思います。こういうことをやり出したら、果たして4年で解決するのかな。また、後期高齢者の医療制度を廃止しながら、高齢者のための新たな制度を構築するとい

うのは、結局、後期高齢者制度の形を変えただけのものではないのかなと。こんなことをさまざま議論されて、2年待つて、4年待つて、結局、後期高齢者制度が制度設計をして、残ったということになれば何をしていることかわからない。それよりは、むしろ老人保健制度という制度が特別会計としても存在しているのでありますから、まずはもとに戻す。その中でこの議論をしっかりとやっていただく。これが大事じゃないのかなと思うんですね。

制度というのは、ある意味で完成形はないと思うんです。常に改善を加えられていく。ですから、もとの老人保健制度に戻す中で、そうした議論をやっていただくということが、やはり十分な審議をしていく上で一つのかぎになるのではないのか。いつまでたっても、どんな改革がされるのか、国会での力関係やら議論やら、右往左往するようなことをいつまでも待たされていくということになれば、結局、お年寄りにとってみても、きょう、あす、あるいは1カ月先、1年先、健康というのはいつ害されるかわからない。どんなあすが待っているかわからない。これは、特に高齢者の方の思いだと思うんですね。

ですから、一日も早く、一刻も早く、しかも選挙で国民に約束をした、この責任は重いと思います。政治家というのは言葉が命、公約が命です。国民に約束をした、これは政治生命をかけて約束をしたことであって、もし、それが守られないならば、みずから身を引く、みずから政権をおりる、できないのであれば解散をする、もう一度国民に真意を問う、こういったことが政治家としての責任ではないのかなと。国民に約束をしたことを守るのが一番基本であると。約束したことは守ってください。これを言うのが地方議会人であっても、国政の場での議員であっても、共通する責務である。ですから、議会として、国会議員は国会議員たる責任を果たしなさい。これは議会人として、当然言うべきことである。これを言ってこそ議員としての価値がある。

ですから、請願を採択していただいて、意見書を提出する。これは議会人としての責務であるという思いを持っているところであります。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 廃止ということに向けての論議だと思うんですけども、私は思いますのには、4月1日からもとに戻したとして、今、保険料がそのまま移すというたら、それは不透明やと思います。今は移すと言っとるけども、それは上がるか下がるかわからへんけども、私は今の財政事情であれば不可能でなかろうかと。

先ほど、蛭子議員が、議員の責務とか政治家の責務を言っておりますけれども、昨今の、特にきょうのニュースなんかでありますも、民主党のマニフェストは相当いろいろ変わっております。それが、やっぱり今、あなたは声を大にして言うけども、私は、今、現実やった中で、ここ二、三年、まだ変わると思います。

そういうふうな段階とともに、後期高齢者医療制度ですけども、現実的に、この請願書

には、東京都の広域連合の試算による。兵庫県はどんな試算をしておるんかと。東京都というのは例であって、兵庫県そのものがどんな状態なのか、県民なり兵庫県の、また我々地方議会におるもんは、やっぱり東京都がこうだから、それへ上がるだろうでなしに、やはりこれだけやっぱり上がっていくんだ、これだけこう下がるんだというようなこともなければ、ただ、東京都より以上に値上げになることが予想される。予想されることを我々はちょっとおかしいのではないかなという気がするんですけど。

○楠 和廣委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 これは東京都が試算をしているということであって、県が試算をしているかどうかということについては、私は今わからないわけですが、ただ、厚生労働省の調査によれば、全国平均でということになっています。高齢化率が、東京都よりも兵庫県の方が高いと。後期高齢者医療制度の導入に当たっても、こうした議論というのはされました。そして、全国平均の中で、兵庫県の後期高齢者医療の保険料が定められたという中で、やはりこうした水準からいけば、兵庫県の場合も、当然引き上げられるということは、これは中村議員も長年の議員生活をやってこられて、実感として、大体兵庫県の位置というのは、どの程度なのかということをご存じやと思うんですね。ですから、東京都が上げるのに兵庫県は上げないということは、それこそ考えられない話であると思います。

それと、今おっしゃられた保険税の関係ですが、不透明であると言いますけれども、国庫補助率、それから、保険料の負担、これは国保に比べてみると、現状でいえば、やや後期高齢者の方が保険料の算定の基準というのは低いのかなと思います。それに加えて、減免措置であったり、多少基準の違う面があります。それを老人保健制度に適用するという手だて、改革、そういう制度の改正がされればいい、これは国においてされればいいということでもありますので、加入者を入れかえるという作業だけで済むと思いますし、今、所得割は、後期高齢者は大体8%、所得割で8.0何%だったと思います。国保税、所得割で、今、国保に本体は7.7やったか、それと介護保険への支援分で1.5%、9.2%程度だったと思いますね。ですから、所得割を見ると、少し国保税、後期高齢者医療の方がやや低いと思います。

ただ、そこで言われることは、国にあっては財源がないからやらないということを決して、どこでも言っていないんですね。このことに、やっぱり注目しておく必要があると思うんです。財源の手だてはする。ただ、その他の事業仕訳ということ、いろいろやっていると。ただ問題は、老人保健制度に対しての、国保に対してのコンピュータ上での加入者の入れかえに手間がかかると。コンピュータ処理にかかると。財源の手だてを打つということに苦労しているのではないと。コンピュータ処理に手間がかかるというような、こういう理由での国会での答弁であったと思います。

ですから、今、先ほど申し上げましたように、市町村にあつては、南あわじ市にあつては8,300人なんです。これは後期高齢者医療をスタートした時点での加入者8,000人から9,000人の間、スタートは8,300人というふうに聞いておりますので、その入れかえがそんなに1年も2年もかかるというふうには思えない。

現状で、老人保健の特別会計もあるし、そのシステムもあるならば、これは活用すればいいと。そこまでの詳しい中身をここはどんな、ほったのかほってないのかということまで僕はわかりませんが、しかし、入れかえというのに、その人数、名前を入れかえするというのに、市の1年もあればできるような作業ではないのかなということだと思います。

○楠 和廣委員長            中村委員。

○中村三千雄委員            今、紹介議員は、今までの話の中で、この制度については、私は理解しておると。間違った医療制度であるということをはっきり言われましたけれども、私は、やっぱり医療制度は、全体的な医療制度をきちっとした中で、後期医療制度というものをどう位置づけるかということが必要でなかろうかと。

それと、政権が変わったから、今、いろいろあちこち論議はされておりますけれども、私は、やはり南あわじ市は兵庫県の広域連合の中で処理しておるといふようなことでございますので、兵庫県の広域連合そのものがどのような形で打っておるか、我々は知るところではございませんけれども、先ほど、この分にありますように、新しい制度を打ってから廃止するというのと、2年間の期間が必要といふようなことが報道されておるといふことは、まだまだ国としてもはっきりした方向づけができてないのではないかと、これについては。それだから、私はやはり趣旨はわからんことはないんですけど、来年4月までに後期高齢者医療制度を廃止するということについては、私は疑義を持っておるわけでございます。

○楠 和廣委員長            蛭子議員。

○蛭子智彦議員            今、中村委員、いみじくもおっしゃっておられました。後期高齢者医療の中身が自分たちにはわからないと。つまり、これは広域連合にして、議会からの議論あるいはそのチェック、これ非常にかかりづらい仕組みになっているんですね。南あわじ市からは、川野副市長が広域連合の議員として出席をされています。

しかし、基金はいかにあるのかとか、保険税算定根拠は何なのかとか、減免制度はどのようなのかとか、こういった議論が議会ではできない。事実上できないことになっているといふふうに思うんですね。すべて決定権は広域連合の議会にある。各市町から1名ずつの代

表で構成されている。非常にわかりにくい仕組みになっています。

ですから、これを広域化するという事は、市民の目から非常にわかりにくいものになっている。決定権がなかなか出てこない。幾ら負担金を出しなさいよと言われたら、はい。幾らお金を出してきなさいということは、はいという答えしか出せない予算になっている。だから、内容についての吟味ができるようにするためにも、老人保健特別会計になり、あるいは国民健康保険特別会計なり、議会審議でチェックができたり内容がつかめるようにしておく必要があると。それでこそ市民の実情に即した対応ができると思いますし、議会、市としての責任を果たしていける、非常に身近なところで、市民の暮らしの中で答えが出していける、そういうスタイルに戻していくということが、医療や福祉の極めて生活に密着をした制度については必要不可欠な考え方ではないのかと。

ですから、後期高齢者医療制度を廃止するという事は、広域連合でわかりにくくされていたものをより身近な市民、議会で審議ができたり、チェックができることに返していくということでもあると思いますので、誤りは気づけば早く正すという考え方というものも大事じゃないのかなというふうに思います。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 蛭子議員もご存じのように、議会で広域連合の議員をだれを出すかということの中で、やはり協議をし、副市長ということで決まったわけでございまして、これは私も、確かに、記憶でございますけれども、蛭子議員も、広域議員は議員の中を問わず執行部でもいいんでないかということを手を挙げられて、議会の決定して、川野副市長が議員に出たというような経過があったように思います。

だから、今、蛭子議員が言われたことは、議会全体として議員を出すように、今後、そういうふうな形にしていったらいいんでないかというようなことで思います。それは広域連合の議員を出す。ただ、今、余りにも整合性はあるように言われますけど、私は医療全体制度としてのこれだけを廃止するという事については、整合性に欠けておるというようなことを思います。それだけ言っておきます。

○楠 和廣委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 だれが行くかということが問題、それも大事な問題なんですけども、代表1人でということではなくて、やはり現状の20人の議員の目で見られると。議員それぞれが支援者であったり市民であったり、身近なところで、やはり暮らしており、また、こういう後期高齢者医療の中に該当せざるを得ない市民の方の状況ということもよくわかるだろうし、また、そういう声も身近に届けられてくると。現場現場の即応の議論ができ



ることが大事じゃないのかなということをお願いしたつもりですので、副市長が行ってるということについて問題だと言ってるわけでは決してありません。

ですから、やはり議会の中で十分に議論ができる、内容についてのチェックがかかる、制度改正がそれぞれの市の独自の仕事としてできると、これが地方自治の原点の一つでもあるのかなと。自分たちの地方の分権と言われている時代の中であって、内容について広域でなければ議論はできない。しかも、5万人市民、20人の議会の一人一人の声が届きにくい仕組みというのは、やはり問題ではないかということをお願いしたつもりでございます。

○楠 和廣委員長           ほかに。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長           後期高齢者制度が発足した当時、非常に批判が多くて、非常に話題になったんですけども、発足の始まりですね、国保、老人保健等々が、このまま日本国民の人口統計から見ていくと、将来立ち行かないというようなことから、高齢者の方にも負担を求めるといような制度ではなかったかと思います。

そういった意味で、即時同じ制度に戻すということになりますと、先ほども言われてましたけども、コンピュータのデータの入れかえ等々については、それほど我々から見ても手間のかかることではないと思われます。戻したとして、南あわじ市含めてそうですけども、ここ10年、15年すると、恐らく後期高齢者と言われる年齢の方がかなりの人口になろうかと思ひます。

もとに戻して、制度の見直しとか算定基準の見直し等々で、対応が果たしてできるかというようなことが懸念されますけども、その辺はいかがですか。

○楠 和廣委員長           蛭子議員。

○蛭子智彦議員           それは国も作業してるところなんですね。先ほど申し上げましたように、厚生労働省の考え方として、まず保険制度を一元的にするその第一段階として、高齢者のための制度をまずつくると。これは先ほど申し上げました内容です。

そして、その次に、国民健康保険制度の広域化を図るということも言っています。最終的には、一元的な医療・保険制度にすると、こういう3つの段階のプロセスを考えているように思ひます。これはホームページ上から見られる範囲でありますので、その内容については、私の知るところでは、詳しくはわからないわけですが、方向性として、ホームページ上で、このプロセスについて紹介をしておりますので、そこから類推的に判断するわけですが、ということは、結局、新たな医療制度、後期高齢者制度は全く間違いで

あると。総理もこんな制度はおかしいと。75歳以上だけを分離して別の制度にするのはおかしいという一方で、厚生労働省は、まず第一段階として新たな高齢者の医療制度をつくるということを言っていますから、総理の言っていることと厚生労働省の言っていることの間には乖離があると思います。つまり政権与党の中でも意見は分かれています。これはこの課題だけじゃなくて、いろんな課題で、総理の考え方と各省庁の考え方、随分違うところがある。省庁だけじゃなくて、内閣の中でもさまざま意見が違うところがある。

この調整を本当はすっきりとしておれば、そう手間取る話じゃないのかもわかりませんが、与党の中でも議論がいろいろ分かれています。右往左往する中でだれが犠牲になっているのか、これは高齢者であるということがまず第一に考えてほしいと思うんです。

そして、制度のあり方、あるいは国の補助率のあり方、これについては当然変えていかなければいけない。国保税、国保の現状であってもこれは問題がある。国保の制度の内容についても一番問題なのは国保であるということ、これは与党も言っているんですね、今。政権党も言っているんです。ですから、これは変えていくと。当然変えていくと。

しかし、今、だれが犠牲になっているのか、だれが苦しんでいるのか、そこに着目をしていただきたいということと、現状であっても、国保に対するプラスアルファの補助をすれば、現在の後期高齢者医療制度の中でのやられている減免措置であったり、こういうことについては対応できる。しかし、小さく産んで、今は、例えば、被扶養者の国保加入者じゃなくて、社会保険の被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に入った場合、これは所得割の8割から9割の減免をしているんですね。されているんですよ。こういったことも実際には現場に即応した対応が必要かと思うんですけれども、そういうものはもとの老人保健制度に戻す中で対応は十分可能であると、限定された人ですから。財源についても詳しく試算はしてませんが、大きな変更はないと思います、大きく変更は、現状では。減免制度をさまざまやっていますんでね。

その財源についての手だてというのは、これは当然考えていかなあかんわけですがけれども、将来にわたる議論というのは、一たんもとに戻して積み上げていくということが基本でないかということをお願いしたいんですね。時間がかかる話だと思います、これは。しかも、申し上げましたように、制度についての完成形はあり得ない。完成形はないんです。常に変えていかなければいけない。

ただ、将来にわたっての高齢化率の進行というのは当然出てくると思います。その財源はどこに求めるか、ここでも議論があると思うんです。消費税をふやすんだという考え方、それから、国民に対してサービスを削って、収支バランスをとるという考え方、あるいは我々のように不必要な大企業に対する特別の大金持ち、資産家に対して特別の税の減免をもとに戻す、あるいは必要のない米軍への思いやり予算を削る、軍事予算を削る、こういったいろんな改革という考え方もあります。

だから、それは政治の舞台でのさまざまなやりとりではあると思うんですけれども、常

に制度というのは変更が求められている。そして、安定した制度設計をしていく、これは大事だと思います。

しかし、今の状態は、やはり高齢者への負担を過分に求めるものである。その中で高齢者からのさまざまな声があつて、政権も交代したわけです。国民の大きな声が政権交代につながった。このことを忘れてはいけないということを繰り返し申し上げたいと思います。

ですから、制度設計については時間のかかる、完成形もないですけれども、現状の変更を加えていくのに相当時間がかかる、これは当然だと思います。また、それを抜きには国民の医療・福祉を守る、健康を守るということは考えられないと思います。

ただ、今の大事な点は、置かれている高齢者のその状況を変えていく。しかも、政権党が約束したことは守りなさいという、ごく当然のことを要望しているというふうに理解いただきたいなと思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 政権政党と選挙前のマニフェストで、いろいろ民主党もジレンマに陥っているところもあるかと思います。

先ほども蛭子議員言われてました、国保の改革というのは、将来にわたって必要であるというふうに思われます。それは恐らく、その人口等々を考慮した適切な改革というのを国としてはしていくと思うんですけども、制度の第一段階、第二段階、6つありましたよね、先ほどの説明では。

○蛭子智彦議員 6つというのは内容ですね。

○久米啓右副委員長 ここでもとに戻して、仮に2年後に新しい制度ということになりますと、短期間にそういう制度の変更が余りにも国民に混乱を来すんじゃないかという懸念もあるんですけども、その辺はいかがですか。

○楠 和廣委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 よいものに変えることについては、これは文句は出ないと思うんですけども、よいものに変える。悪いものにどんどん変えるというところに国民の混乱が起こる、不満が出ると思うんです。何かといいますと、負担はふえるのにサービスが減るということはいろいろあります。ですから、制度設計を変えてとしても、実際に受けられる中身、例えば、窓口での負担はどうなるのかとか、あるいは受けられる検査がどんな検査も6,000円となれば、現状でも医療機関の方は老人に対する検査をしっかりとやれば赤字にな

るということで制限を加えたり、あるいは場合によっては、これを保険から出ないので、自己負担を求めますとかいうサービスの低下が起これば、やはりこれは問題が起こると思うんですね。

しかし、安心して病院にかかれるようになりましたよと。このことを続ければいいと思うんです。安心してかかれる状態を続けるということが大事やと思うんです。安心してかかれなくなったり、病院に行ってもお金がようけかかるようになるということに変わることには不満や混乱が発生する。安心して医療が受けられる、治療が受けられるということになれば、混乱や不満ということは大きくは起こらない。むしろ歓迎をされる。よい改革は歓迎をされるというふうに思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 よい改革等々となりますと、健康保険の枠内だけではとても考えられないというのは蛭子議員も認識されているかなと思います。

そういった意味で、例えば、消費税等々の方にも手をつけていくというようなことにもなりかねないということで、健康保険だけでは論議できないんかなというふうに思います。

○楠 和廣委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 財源論とかいうことは、国政の課題に、大きな課題になっていこうと思うんですけども。それは、相当議論あると思います。ただ、問題なのは、先ほどから繰り返し申し上げていますように、制度設計が非常に高齢者の過重な負担であり、うば捨て山でありということも国も認識をしている。そして、国も変えようということも言いながらも、ある意味で官僚の抵抗にあって丸め込まれて、できませんと。あれだけのことを言っていた厚生労働大臣が豹変するというと、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、非常に腰が砕けた状態になってしまった。これが本当に政治家としての責任を果たしていることになるのかということの問いかけであると思うんです。

やろうとしていたことの原点に戻れば、できるということのみずから言ってきたわけですから、そのとおりにやってくださいという話だと思うんです。それ以上のことをここで、それはできないんじゃないかということも我々はなかなか立ち入って言うことはなかなか難しいと思うんですけども。ただ、政治家の政治姿勢、責務、このことが今問われていると思いますし、国会にあっても政治主導でやるということも言ってるんですから、官僚がいろいろ抵抗しようが、どうしようが、やると言ったことはやると。これが一貫した姿勢であると思いますし、そのことが大事である。約束したことは守る。これが基本でな

ければ選挙というものは意味をなさない。民主政治として、議会制民主主義や、あるいは選挙というものの意味を出すためにも、公約で国民に約束したことは守る。契約を守る。これは今の契約社会の中で当然必要なことだと。契約を守りなさいということは言われなくて、事業や日常生活が成り立たないと思うんです。これは政治であっても、当然同じことだと。契約条項を守りなさい。国民に対しての契約を守りなさいということを言うことが、これはごく当然のことではないでしょうか。

○楠 和廣委員長        これで質疑を終結いたします。  
      暫時休憩します。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時17分)

○楠 和廣委員長        再開をいたします。  
      これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長        異議ございませんので、これより採決を行います。  
      請願第6号、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める請願を採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

○楠 和廣委員長        挙手少数であります。  
      よって、請願第6号は、不採択すべきものと決定いたしました。

① 議案第90号 南あわじ市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長        お諮りいたします。  
      議案の審査に当たり提案理由の説明について、お諮りをします。  
      執行部より再度提案理由の説明を求めることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、提案理由の説明を求めることにいたします。

まず、議案第90号、南あわじ市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） それでは、議案第90号、南あわじ市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、特別養護老人ホーム内に設置しておりました南あわじ市西淡デイサービスセンターどんぐりの里内でございます。及び南あわじ市南淡デイサービスセンターすいせんホームの中でございますが、につきまして、社会福祉法人への指定管理による運営をしておりましたが、平成22年3月31日で指定管理期間が終了することから、指定管理期間を延長するか民営化するかの運営方法の検討を重ねた結果、行財政改革の推進と運営法人が変わることなく、施設利用者、家族が安心して施設を利用し、運営法人及び施設職員も安心して施設運営、サービスが提供できることなど、南あわじ市にとりましても民営化するのが最善であると判断し、平成22年4月1日をもって民間社会福祉法人に譲渡しようとするため、2カ所のデイサービスセンターを譲渡先に引き継ぐことにより、本条例から削除し、あわせて条例の題名を南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例に改めようとするものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成22年4月1日と定めております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第90号、南あわじ市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第91号 南あわじ市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について

○楠 和廣委員長 次に、議案第91号、南あわじ市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 続きまして、議案第91号の提案理由のご説明を申し上げます。議案第91号、南あわじ市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定でございます。

この条例は、社会福祉法人への指定管理によりまして運営をいたしておりました南あわじ市特別養護老人ホームどんぐりの里、すいせんホームにつきましては、平成22年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、指定管理期間を延長するか民営化するか運営方法の検討を重ねた結果、行財政改革の推進と運営法人が変わることなく施設利用者、家族が安心して施設を利用し、運営法人及び施設職員も安心して施設運営、サービスが提供できることなど、南あわじ市にとりましても民営化するのが最善であると判断し、平成22年4月1日をもって民間社会福祉法人に譲渡しようとするために、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成22年4月1日と定めております。

以上、南あわじ市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定につきまして、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑ございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。  
議案第91号、南あわじ市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第92号 南あわじ市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について

○楠 和廣委員長 次に、議案第92号、南あわじ市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 続きまして、議案第92号、南あわじ市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。  
91号と同様でございますが、この条例は、特別養護老人ホーム内に設置しておりました南あわじ市西淡在宅介護支援センターどんぐりの里内及び南あわじ市南淡在宅介護支援センターすいせんホーム内につきましては、社会福祉法人への指定管理により運営をいたしておりましたが、平成22年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、指定管理期間を延長するか民営化するかなどの運営方法について検討を重ねた結果、行財政改革の推進と、運営法人が変わることなく、施設利用者、家族の方々が安心して施設を利用し、運営法人及び施設職員も安心して施設運営やサービスができることなど、南あわじ市にとりましても民営化するのが最善であると判断し、平成22年4月1日をもって民間社会福祉法人に譲渡しようとするため、在宅介護支援センターは譲渡先に引き継ぐことに



より、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成22年4月1日と定めております。

以上、議案第92号、南あわじ市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定につきまして、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑ございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。

議案第92号、南あわじ市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第77号 平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○楠 和廣委員長 次に、議案第77号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(喜田憲康) それでは、議案第77号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

59ページをお開き願います。

保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億6,441万6,000円とするものでございます。

直営診療所勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,222万5,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。62ページをお開き願います。

まず、保険事業勘定、歳入でございます。

12款諸収入、3項雑入616万4,000円を追加し、総額を1,202万1,000円とするものでございます。一般被保険者及び退職被保険者に係る第三者納付金でございます。交通事故での損害賠償額が確定したことにより、保険会社から国保連合会を通して納入されるものでございます。

次に、63ページ、歳出でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金616万4,000円を追加し、総額を1,157万7,000円とするものでございます。療養給付費等国庫負担金及び療養給付費等交付金に係る平成20年度精算に伴う返納金でございます。

66ページをお願いいたします。

直営診療所勘定、歳入でございます。

3款繰入金、1項繰入金157万3,000円を減額し、総額を3,535万9,000円とするものでございます。歳出の減に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、67ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費157万3,000円を減額し、総額を9,144万4,000円とするものでございます。人事院勧告により、医師の初任給調整手当の上限額が増設されたことに伴う調整及び職員の期末勤勉手当等の減額でございます。

68ページから72ページにつきましては給与費明細書をつけておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、議案第77号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適切なるご決定をよろしくお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 62ページ、一般被保険者第三者納付金と、その下に退職被保険者第三者納付金、件数については、先日、9件と2件というふうにお聞きをしております。最近、車に乗っておっても、任意保険に入っていない車がたまにあるように見受けますが、そういった場合とか、これが滞っておるといふような物件はあるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 今どれだけのものが滞っているかというのは、きちんと把握はしていませんが、実際にはその保険に入っておられない方で、そういう保険会社の方から入ってこないというような方も現実にはあると思います。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 そうした場合に、それは何らかの手だては講じておるんですか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 手だてというか、当然、今のところは特に保険課の方で、どうしているかということ、特にはやってごさいません。実際に納めていただくことにつきまして、国保連合会の方に委託をしておりますので、そこの方で調整はしていただいているというふうには思っております。

○楠 和廣委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。

議案第77号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第78号 平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○楠 和廣委員長 次に、議案第78号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 議案第78号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

73ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,608万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,019万7,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、76ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金3,981万1,000円を追加し、総額を7億4,731万9,000円とするものでございます。県広域連合への保険料等負担金増額に伴う一般会計繰入金の増額でございまして、内訳といたしまして、療養給付費繰入金3,708万9,000円、保険基盤安定繰入金808万1,000円の増額及び事務費負担金繰入金535万9,000円の減額でございます。

4款繰越金、1項繰越金881万6,000円を追加し、総額を881万7,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

5款諸収入、4項雑入1,745万3,000円を追加し、総額を1,745万8,000円とするものでございます。平成20年度療養給付費負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、77ページ、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合会負担費、1項後期高齢者医療広域連合会負担費4,833万8,000円を追加し、総額を11億1,239万7,000円とするものでございます。保険料等負担金の増額でございます。内訳といたしましては、県の広域連合の本年度負担金として、療養給付費交付金3,708万9,000円、保険基盤安定負担金808万1,000円の増、広域連合事務費負担金535万9,000円の減及び20年度精算に伴

う保険料負担金852万7,000円の増でございます。

3款諸支出金、2項繰出金1,774万2,000円を追加し、総額を1,774万3,000円とするものでございます。平成20年度療養給付費負担金及び事務費の精算に伴う一般会計繰入金の返納でございます。

以上で、議案第78号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 3款、2項の繰出金ですけども、1,774万2,000円の精算と一般会計の内訳をお願いします。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 他会計繰出金、一般会計の繰出金でございますが、事務費の繰入金の返納の分が28万9,964円、それから、療養給付費負担金として繰り入れたものの返納分が1,745万2,373円でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 聞き間違いだったというか、一般会計には入ってないんですか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 一般会計から繰り入れてもらったものを返納しているということでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 どちらもということですか。どちらの項目も一般会計から繰り入れたということですか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） どちらも一般会計から繰り入れたものについてお返しした  
ということでございます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。  
議案第78号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、  
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第78号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第79号 平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○楠 和廣委員長 次に、議案第79号、平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補  
正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） それでは、議案第79号、平成21年度南あわじ市介護  
保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算は、保険事業勘定におきましては、上半期の保険給付費の実績を踏まえ、  
本年度の事業費を推計したものでございます。介護サービス事業勘定につきましては、上

半期の介護給付費収入の実績を踏まえ、本年度の事業費を見込むとともに、介護職員処遇改善交付金の交付に必要な額を計上したものでございます。

79ページをお開き願います。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,818万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億1,976万2,000円とするものでございます。

第2項介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,124万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,522万7,000円とするものでございます。

初めに、保険事業勘定につきましてご説明を申し上げます。

事項別明細書83ページをお開き願います。

歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金1,607万5,000円を追加し、6億4,364万1,000円とするものでございます。介護給付費見込み額の増による追加でございます。

2項国庫補助金9万3,000円を追加し、3億53万1,000円とするものでございます。地域支援事業に係る交付金の追加でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金2,369万7,000円を追加し、11億1,916万6,000円とするものでございます。介護給付費見込み額の増による追加でございます。

84ページをお願いします。

5款県支出金、1項県負担金963万8,000円を追加し、5億5,624万4,000円とするものでございます。介護給付費見込み額の増による追加でございます。

2項県補助金4万6,000円を追加し、1,334万円とするもので、地域支援事業に係る交付金の追加でございます。

85ページにかけまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金213万7,000円を減額し、5億5,251万5,000円とするものでございます。介護給付費繰入金の989万円の追加、その他一般会計繰入金の1,207万3,000円の減額が主なものでございます。

2項基金繰入金2,077万3,000円を追加し、3,117万6,000円とするものでございます。財政調整基金を取り崩すものでございます。

次に、歳出でございます。86ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費1,489万3,000円を減額し、3,790万1,000円とするものでございます。人件費の減額が主なものでございます。

87ページ、2項徴収費30万1,000円を追加し、352万9,000円とするものでございます。

3項介護認定審査会費304万7,000円を追加し、3,517万7,000円とする

ものでございます。認定調査に要する経費等の追加でございます。

4項趣旨普及費42万8,000円を追加し、95万6,000円とするもので、印刷製本費等でございます。

88ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費6,743万9,000円を追加し、32億7,077万4,000円とするものでございます。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の追加でございます。

2項介護予防サービス等諸費73万5,000円を追加し、2億2,468万9,000円とするものでございます。介護予防福祉用具購入費の追加でございます。

3項その他諸費8万4,000円を追加し、427万2,000円とするものでございまして、審査支払手数料の追加でございます。

89ページ、4項高額介護サービス等費473万円を追加し、6,542万2,000円とするものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費612万8,000円を追加し、1億2,644万2,000円とするものでございます。

90ページにかけまして、3款地域支援費、1項介護予防事業費12万4,000円を追加し、3,897万4,000円とするものでございます。人件費に係る減額でございます。

2項包括的支援事業・任意事業費31万円を追加し、5,063万円とするものでございます。人件費に係る追加でございます。

92ページから97ページには給与費明細書を記載しておりますので、ごらんおき願いたいと思います。

続きまして、介護サービス事業勘定でございます。

事業費明細書によりご説明いたしますので、100ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款サービス収入、1項介護給付費収入1,328万円を追加し、5億2,237万4,000円とするものでございます。居宅介護サービス費収入の追加が主なものでございます。

2項予防給付費収入200万円を減額し、3,345万8,000円とするものでございます。

3項自己負担金収入554万円を追加し、8,304万3,000円とするものでございます。

101ページ、8款県支出金、1項県補助金442万4,000円を追加し、442万4,000円とするものでございます。介護職員処遇改善交付金でございます。

102ページをお開き願います。

歳出でございます。1款サービス事業費、3項特別養護老人ホーム等運営費2,040



万3,000円を追加し、5億8,569万円とするものでございます。特別養護老人ホーム等指定管理料の追加でございます。

4款諸支出金、2項繰出金84万1,000円を追加し、3,059万3,000円とするものでございます。一般会計への繰出金でございます。

以上、議案第79号、平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員 87ページ、介護認定審査会費と出ておるんですけども、これにかかわった審査対象何人かと、それについてちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） ことしの10月までの審査件数ですが、68回の審査会を開いて、1,712件の申請に対する審査をしております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 68回を開いて。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 1,712件です。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 その中で、すべて審査をオーケーしたのか、それと同時に主治医の意見作成等認定調査委託料、これはどんな形で出されておるわけですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　まず、前段の審査の結果という意味でしょうか。

○中村三千雄委員　　はい。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　基本的には、申請をしていただいた方全員に対して審査を行います。結果についても、非該当というものも含めて、全員の結果が出ております。

それから、主治医意見書ですけれども、介護認定を審査する際には、認定調査員による認定調査と、もう一つは、主治医による意見書というものを出示していただいて、その2つをもとに認定調査を行っております。

○楠　和廣委員長　　中村委員。

○中村三千雄委員　　これについては、1,712名の方全部に意見書と認定調査というのはつけておられるわけですか。

○楠　和廣委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　そういうことでございます。

○楠　和廣委員長　　小島委員。

○小島　一委員　　101ページの介護サービス事業の分ですけれども、介護職員の処遇改善交付金が出されておるわけですが、具体的にはどういうふうな処遇改善されておるのかお聞かせください。

○楠　和廣委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　ここに上がっております県からの交付金ですが、市が指定管理をしておりますどんぐりの里とすいせんホームの職員に係る処遇改善でございます。具体的には、それぞれの指定管理者が直接県に出すものでございます。概要を聞いている内容で申し上げますと、交付金というのは、介護職員1人当たり1万5,000円を交付しようということで事業がなされております。介護職員に対しての賃金を平均として1万5,000円ぐらい上げていこうというのが主な内容でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは個人じゃなくて、施設に対して交付されるものですよね。本当にそれが職員に1万5,000円反映されているかどうかというのは非常に微妙なところやと思うんです。これについてはどんなふうか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） これは介護報酬にある一定率を掛けて、この率が交付されるわけですが、それについては計画に対する実績というのをきちんと県の方にそれぞれの法人から出します。そこで計画が達成されているかどうかということ、つまり交付金額以上の賃金改善がなされているかどうかということを県の方がきちんと審査をするということで、実績を見て確認するというふうになっております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 とにかく介護福祉士、非常に名前の受けるイメージはよくて、資格を取られる方も多いんですけども、中身が厳しい、仕事内容がきつい、それに対する報酬が少ないということで、なかなかどの施設も定着していない。次、新しい職員さんを探すのに非常に困っておるといふようなことも聞きます。こういう交付金が施設の運営費でなくて、やはりそれぞれ職員の給料に反映されるような方向でないと、なかなかかけ声ばかりで、どこへ行きよるかわからんというふうな懸念を持っておったわけでございます。この辺は大丈夫ですね。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 市には直接の中身の審査権限はございませんけども、やはり制度として、国・県がきちんと直接職員に交付されるべきお金やということで、その内容は確認するというふうになっておりますので、間違いはないと思っております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 102ページですけども、特別養護老人ホーム等指定管理料、「等」というのは、どこがあるんですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 指定管理をしておりますどんぐりの里とすいせんホームですが、両施設には特別養護老人ホーム以外に、デイサービスセンターと在宅介護支援センターがございます。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 金額はわかりますか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） それぞれの金額ですか。ちょっとお待ちください。

今回の補正額で申し上げますと、どんぐりの特養に係る部分で20万円の増、在宅介護支援センターに係る分で30万円の増、済みません、この後、介護報酬に係る分だけで、個人負担の分も足し込む必要があるので、少し時間が必要になります。数字は出ております。

○楠 和廣委員長 後で報告ということで。  
ほかに。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 87ページ、一番下の総務費ですけども、これ何か特別なもの印刷したんですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 介護保険サービスマップを今から作成しようとしております。年度内に完成させる予定で、今から作成しようということで、その経費でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 何か見本はありますの。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今現在つくっております分でしたらございます。その改訂版をつくろうというものでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 後で結構ですので、それ見せてください。

○楠 和廣委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 それでは、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。  
議案第79号、平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第80号 平成21年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○楠 和廣委員長 次に、議案第80号、平成21年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） それでは、議案第80号、平成21年度南あわじ市訪問

看護事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

この補正予算は、職員人件費減額による補正でございます。

103ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ516万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,884万4,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。106ページをお開き願います。

歳入でございます。1款使用料及び手数料、1項手数料807万6,000円を減額し、3,683万9,000円とするものでございます。訪問看護手数料の減額でございます。

3款繰入金、1項繰入金328万5,000円を追加し、1,045万1,000円とするものでございます。一般会計繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金1,000円を減額し、ゼロ円とするものでございます。

5款諸収入、1項雑入37万2,000円を減額し、155万3,000円とするものでございます。介護サービス受託料の減額でございます。

次に、歳出、107ページでございます。

1款衛生費、1項保健衛生費516万4,000円を減額し、4,834万4,000円とするものでございます。人件費に係る減額でございます。

108ページから112ページには給与費明細書を記載しておりますので、ごらんおき願いたいと思います。

以上、議案第80号、平成21年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 106ページの手数料が800万円減額ですけども、この手数料というのは訪問看護に係る看護を受けた人から払う手数料ですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 利用者が直接払うのではなしに、介護報酬であったり、医療の報酬という意味でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ということは、介護の件数がかなり減ったということですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 本年4月に理学療法士が1名退職いたしました。そのことによる手数料の減及び訪問看護においてサービス時間が短いサービスが新たに導入されて、単価が約半額になりました。約8,000円が約4,000円というふうになった、その件数がふえていったために、全体として手数料が減ってきたということでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 理学療法士が減った人の人件費が減った分も含まれているということですが、それは幾らぐらいですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 人件費の減については、歳出の方で減額補正しておりますが、この減額補正の主な理由としては、職員1名減による減額というのが主なものです。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、理学療法士が1名減ったということですが、今現在、何名の理学療法士がおられるんですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 現在、1名でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 それでうまく機能しているというか、あと補充する必要とかはないんでしょうか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この4月に退職されたとき、それまで利用されていた方については、ほかの事業所、幸い民間の事業所が訪問リハビリ棟を拡張いたしましたので、そこに大半をお願いし、また、訪問看護ステーションの看護師棟も開業したところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら、今後は増員の予定はないということでしょうか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 私どもが訪問看護ステーションにおける訪問リハビリの部分も非常に重要だと思っております。そういう意味で、職員数は全体としてふやさなならんという中ですけれども、希望としては増員の希望がございますが、ただ、民間の事業所が、先ほど申し上げたように、拡張しております。そういう意味からすれば、公がどこまでサービスをせんといかんのか、やはりその辺の見きわめも必要になってこようかと思っております。

○楠 和廣委員長 これで質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。  
議案第80号、平成21年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
審査の途中ですが、昼食のため暫時休憩をいたします。  
再開は1時からいたします。



(休憩 午前 1 1 時 5 0 分)

(再開 午後 1 時 1 0 分)

⑧ 議案第81号 平成21年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算  
(第1号)

○楠 和廣委員長 それでは、午前に引き続きまして、審査に入りたいと思います。

次に、議案第81号、平成21年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(堀川雅清) ただいま上程いただきました議案第81号、平成21年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

113ページをお開き願います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億135万6,000円とするものでございます。

補正予算事項別明細書によりご説明いたしますので、116ページをお開き願います。

歳入でございます。1款使用料及び手数料、1項手数料267万2,000円を減額し、総額を9,500万7,000円とするものでございます。手数料を減額するものでございます。

続きまして、3款繰越金、1項繰越金421万5,000円を追加し、421万6,000円とするものでございます。前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

4款諸収入、1項雑入116万7,000円を減額し、総額を60万9,000円とするものでございます。消費税還付金でございます。

続いて、歳出でございます。

117ページをお開き願います。

1款処分事業費、1項処分事業費37万6,000円を追加し、総額を1億35万6,000円とするものです。内容としましては、人事院勧告に基づく職員手当等17万3,000円及び共済費3万8,000円の減額でございます。また、公課費について、21年中に予定納税として納付すべき消費税額が確定したことにより、58万7,000円の追

加を行うものでございます。

なお、118ページから122ページまでにつきましては給与費明細書となっておりますので、ごらんおきを願います。

以上、簡単ですが、議案第81号、平成21年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、慎重審議賜りまして、適切なるご決定をお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第81号、平成21年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑨ 議案第99号 学校情報通信技術環境整備事業（南あわじ市）物品売買契約の締結について

○楠 和廣委員長 次に、議案第99号、学校情報通信技術環境整備事業（南あわじ市）物品売買契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（奥村智司）            それでは、議案第99号、学校情報通信技術環境整備事業（南あわじ市）物品売買契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

契約の目的は、学校情報通信技術環境整備事業（南あわじ市）による物品購入でございます。

次に、契約の方法は指名競争入札によるものでございます。去る11月25日、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西支社、株式会社さくらケーシーエス、2社によりまして指名競争入札の結果、株式会社さくらケーシーエスが落札いたしております。

契約の金額は2億874万円でございます。

契約の相手方は、神戸市中央区播磨町21番1、株式会社さくらケーシーエス取締役社長、高橋繁正でございます。

おめくりいただきまして、物品購入概要を添付させていただいております。

本事業は、学校情報通信技術環境整備事業での南あわじ市立小・中学校ICT整備に係る物品購入であります。主な物品購入機器は、児童・生徒用コンピュータ754台、先生用コンピュータ303台でありまして、国の整備目標にあります児童・生徒3.6人に1台、教職員1人に1台になるよう整備するものであります。また、コンピュータの周辺機器としまして、プリンター、デジタルカメラ、プロジェクター、ユニット型電子情報ボードなどを整備いたします。

以上、議案第99号、学校情報通信技術環境整備事業（南あわじ市）物品売買契約の締結について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○楠 和廣委員長            提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長            売買契約の入札が、先ほどの説明では2社ということになってますけども、2社に絞り込んだ経緯とか理由とかは何ですか。

○楠 和廣委員長            教育部長。

○教育部長（奥村智司）            これにつきましては、物品の購入というような形で入札進んでおりますが、翌年度以降の保守業務が伴います。そういうような関係がありまして、保守ともあわせまして業者を考えておりました。それで一番最初、南あわじ市に指名願があ

ります業者の中から、過去の実績等を中心に選定いたしまして、11社をまず最初予定しておりました。それで、翌年度以降の保守業務等を参考にお聞きするというようなところで、それ等を含めまして、11業者にヒアリングの実施等呼びかけいたしましたところ、8社について、物理的に距離が離れておいて、保守の業務についてちょっとできないとか、また、見積価格が、保守の方ですけども、ちょっとうちの値段と合わないというようなところがありまして、8社について適正でないと、または辞退というようなところで、最終2社になりました。その2社で、このたび入札させていただいたというようなところでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 当初の11社のうち南あわじ市内の業者というのは何件ぐらいあったんですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 南あわじ市の業者はございません。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 入札時点で、ハード・ソフトを含めた契約という形をとってるようですけども、これはハード・ソフト分離して物事をこのコンピュータに関しては考えられますので、分離して入札ということの検討はされましたか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 機器の納入とセットアップ、また、今後の保守管理も来年の発注になりますが、あわせて検討に入れておりますので、一括して見ていただける、納入から、次年度の事業になりますけども、保守管理までお任せできる業者の選定を考えました。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 できるだけ市内業者にというような考え方があります。例えば、ハードだけの納入ですと、市内の事務機屋とかいうことも参入できる可能性もあるし、ソ

フトに関しては、機種には依存しませんから、どんな機種を納入しておっても、別の会社からソフトを入れても動くということは、今、保証されてますので、一括で契約するということになりますと、入札業者というのは限られてくると思うんですね。地域の振興ということも考えますと、やはり分割して、地元業者の入札の窓口も広げることが大事かと思うんですけども、その辺についての考え方をちょっとお聞かせください。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 初めに、先ほど、部長も申しましたが、11社を選定して、それからヒアリング等を実施して、ヒアリングの中でもあったんですけども、物品だけにいたしましても、数量的に多い、この数量、ハードを納入して、セットまでというところは大変な状況もいろいろお伺いしました。

先ほども申しましたが、納入後の適切な保守管理、利活用につなげるためにも、どうしてもこういう方向で進めるという考えに至りました。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 納入後の保守メンテですけども、ヒアリングした具体的な内容はどのようなふうな内容ですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） まず、仕様書を各業者にお示しをさせていただきました。この仕様書を十分理解して、そのとおりに業務が行えるかどうかの確認が第一でございました。あとは保守要員の人数とか体制、急な対応ができるかどうかという、学校現場は待っておりますので、何日もかかって修正・訂正、適切な状態にするという時間の余裕もございませんので、適切な状態に早くできるかどうか。

それと、また故障時の対応について、何人も作業員がかかわると思いますので、サポートセンターでの共有故障、どこそこの学校でこういうことがあった。それをほかの担当も共有できるか、どんなふうに共有するかというような細かい点につきましても確認をしたりもしました。また、肝心の委託料につきましても、参考見積もりをいただき、その内容がもっと安価にならないか等もヒアリングの中へ入れました。

以上です。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長           メンテナンスで一番大事なものは、即時対応ということではないか  
と思います。この業者は神戸市ですから、その辺で南あわじ市の学校に即時対応という  
ことで、教育部の要求はクリアできておるんですか。

○楠 和廣委員長           教育部長。

○教育部長（奥村智司）       この業者につきましては、今まででも市の方でやっていた  
だいておった業者でございますので、過去において実績がございます。そういうようなと  
ころで大丈夫だというようなことで思っております。

○楠 和廣委員長           久米副委員長。

○久米啓右副委員長       例えば、学校から電話あって、すぐ直してくれというような状態  
なときに、教育部はそこへ連絡するだけですか。それとも何かほかの対応してますか。

○楠 和廣委員長           教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義）   まずは、学校で何かがあった場合には、学校を代表する  
情報機器を管理するまとめ役の職員から直接業者へ連絡をとっていただくようにしており  
ます。

○楠 和廣委員長           久米副委員長。

○久米啓右副委員長       それと、もう一つ、入札の件ですが、ここでは直接関係ないんで  
すが、組合立の学校にも、このたびと同じように機器を導入してるんですけども、そちら  
の入札業者が先ほど説明のあったパナソニックシステムソリューションズとなっています。  
組合立の方で、入札業者の名前を聞きますと、パナソニックとさくらケーシーエスという  
ふうにお伺いをしたんです。組合立の入札についても、同じような業者が入ってるという  
ことを思いますと、この2社で選定ありきかなというような気がしないではないんです。

やはり柔軟な対応して、できるだけ地域の業者を使うとか、即時対応できる地元の技術  
者のいるところを確保するとかいうふうにしていくことが、教育現場でのトラブル解消に  
早くつながるんじゃないかと思えますけども。

質問ではなくて、私の意見で、次、ちょっと進みますけど、よろしいですか。

○楠 和廣委員長 はい。

○久米啓右副委員長 この機器は全数入れかえになっているんですか、それとも一部ですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 新規購入分と再利用部分があります。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 最近、OSのバージョンがころころと変わってきてまして、我々も戸惑うわけなんですけども、今回納入されるOSは何ですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） Vistaでございます。2007年版を考えております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 汎用のアプリケーションは、Officeは何ですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） ワード、エクセルの、これも2007年版を入れる予定しております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そしたら、入れかえない機器のそれぞれのOSとOfficeのバージョンは何ですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） OSの方はWindows XPの2001年でございます。Officeの方は2003でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 かなりVistaとかOffice 2007になると様子が変わっていて、現場で混在ということになりますと、教職員の中にはカルチャーショックというか、かなり操作性でも落ちることもあるだろうし、子供の教育に対しても何らかの影響があるかと思うんですけども、その辺、統一するような方策はないんですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） まず、パソコン教室で子供たちが一斉に授業する、パソコンを使って授業をする部分については、新しい入れかえたものを入れる予定にしております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 パソコン教室以外で、普通教室でノート型と書かれてますけども、これも入れかえですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 入れかえになります。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それと、入れかえて新しく買ったパソコンによって不要になったパソコンありますよね、それはどういうふうに扱われておるんですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 再利用する部分と、使えるもののほとんどは再利用をする予定にしております。残りは処分する予定でございます。



○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 学校内で再利用を考えているんですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 学校内でする部分と学校以外へ行く分もございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 次に、教職員もパソコン得意な人もおられると思うんですけども、教育の先生方が教えると思うんですが、これは各担任がパソコン教室へ行って、自分の担当する生徒に教えておるんですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 小学校の場合、中学校のパソコン教室ございますが、小学校の場合は各教科の授業で使うようになっているんですけども、それは担任の先生がパソコン教室での授業に機器を使用する、また、普通教室用もございますので、そこで授業を行います。

中学校につきましては、基本的な操作につきましては、技術家庭の時間で情報機器の取り扱い部分がありますので、そういうふうな勉強もありますのと、あと、各教科の授業で使う部分もございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 担任の先生によっては、すごくパソコンにたけた人もおると思うんですけども、それによって、生徒、クラスごとに教育のレベル差というのは発生する心配はないんですかね。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） これにつきましては、講習会を実施したりもしております。例えば、このたびの来年度契約する保守の仕様の中にも取り扱いの講習の回数を定めておりましたりもしておりますし、常々、学校現場では年間のコンピュータ利用計画を授

業の中で立てたりもしておりましたり、情報教育担当の先生が研修を受けてきて、学校内で講習、研修を皆さんにするというような方策もとっております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 最後に、新しくパソコン教室に入るデスクトップのスペック、ちょっと教えてくれますか。

○楠 和廣委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時27分)

(再開 午後 1時28分)

○楠 和廣委員長 再開をいたします。  
教育総務課長。

○教育総務課長 (片山勝義) パソコン教室に設置するデスクトップの型のパソコンにつきましても、CPUが高圧DuoE7200でございまして、メモリーが2ギガバイト以上でございまして、ハードディスクドライブにつきましても40ギガバイト以上でございまして、CD-ROMにつきましても、CD-R/RW、DVD-ROMでございまして、以上でございまして。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 償却は何年ぐらい考えておられるんですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 (片山勝義) 耐用年数は5年ですが、保守管理を適切にして、もう少し延ばしたい、使用したいと考えております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは6月の第2号の補正で、国からの補助金で賄う分であろうかと

思うんですけども。耐用年数過ぎた後、どんなふうを考えておられるんか、市として。多分、そのときには国からの補助はないかなというふうに考えるんですけども。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 国からの補助金につきましては、ことし、単年度で購入のときの一時金だけの補助金でございまして、今言いよる保守業務につきましては、市単独ということでございます。それで、先ほども課長言いましたように、5年ワンスパンみたいな形で考えておるんですが、それ以降は状況を見ながら対応していくというような形で考えております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 状況を見ながら、今度またリースにするのか、また買い取りで計上するのかという部分やと思うんですけども。一たん入れたものを使えなくなったからやめというわけにもいかんとは思いますが。

それと、専門的な格好になって悪いですけど、WindowsのVistaを入れるというふうにお聞きしたんですけども、Vistaというのは物すごい評判悪いよな。まだ、逆に一つ前のXPか、今出ているWindows 7、これらに変更というのは難しいんですか。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 今出ている7も、私どもの資料によりますと、周辺機器とのふぐあい心配、リスクがあるということも聞いているものですから、今のところ、Vistaの2007を確認しながら進めていこうかと考えております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 私個人的には、最近、モバイル一つ買ったんですけども、Vistaでも7でもなく、前のXPというふうなもので対応させていただいてるんですけど。かなり動作的にもVistaは非常に遅いというか、重たいということもあるんで、そない大したソフト、子供の学習用であれば、さほど問題はないのかなというふうに思うんですけど。その辺もいららせん程度のものでやってほしいと思います。

以上、終わります。

○楠 和廣委員長        これで質疑を終結します。  
      これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長        ご異議ございませんので、これより採決を行います。  
      議案第99号、学校情報通信技術環境整備事業（南あわじ市）物品売買契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長        挙手多数であります。  
      よって、議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ⑩ 議案第100号 財産の無償譲渡について
- ⑪ 議案第101号 財産の無償貸付について

○楠 和廣委員長        次に、議案第100号、財産の無償譲渡について及び議案第101号、財産の無償貸付について、2件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長        異議がございませんので、2件一括して議題といたします。  
      提案理由の説明を求めます。  
      健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康）        それでは、議案第100号、財産の無償譲渡につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

      本案は、平成5年9月に西淡町が開設いたしました特別養護老人ホームどんぐりの里につきまして、開設当初より社会福祉法人みかり会に運営を委託し、合併後は同法人を指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりました。

      このたび平成22年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、施設の管理運営方法につきまして、指定管理者制度検討委員会及び新たに立ち上げました公の施設の民営化検討委員会におきまして、種々協議、検討を重ねてまいったところでございまして、

その結果、運営法人が変わることなく、利用者、家族が安心して施設を利用できる。また、運営法人及び施設職員も安心して施設運営、サービスの提供が行える。さらに、有償で譲渡した場合には、国費、県費等の返還が生じる。さらに、築17年を経過した建物の修繕等、今後、多額の費用が生じることなどの理由によりまして、無償で施設を譲渡するのが、南あわじ市にとりましても最善の方法であると考えました。

また、譲渡先につきましては、南あわじ市内において、介護保険法第8条第22項に規定する介護老人福祉施設を運営している社会福祉法人を対象として、公募により選定することを決定し、公募期間を平成21年10月14日から平成21年11月13日までとして公募したところ、2法人から申請があったものでございます。

この申請を受けて、平成21年11月14日、公の施設民営化移管団体選考委員会において、民間委員3名を含む14名の委員による厳正なる審査により、候補者を選定いたしております。

財産の無償譲渡につきましては、地方自治法（平成22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産は、南あわじ市松帆櫛田550番地、鉄筋コンクリート2階建て建物、特別養護老人ホームどんぐりの里2,438.60平方メートル、西淡デイサービスセンター445.52平方メートル、西淡在宅介護支援センター85.68平方メートル、延べ床面積2,969.80平方メートル、附属建物といたしまして、防災機械室35.75平方メートル、車庫157.59平方メートル及び物品一式でございます。

無償譲渡する相手方は、指定管理者であります、南あわじ市松帆高屋乙192番地、社会福祉法人みかり会理事長、谷村 誠でございます。

なお、無償譲渡の時期は平成22年4月1日でございます。

次に、議案第101号、財産の無償貸付につきましては、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、施設の管理運営を指定管理により行ってきた特別養護老人ホームどんぐりの里、西淡デイサービスセンター及び西淡在宅介護支援センターの指定管理期間が、平成22年3月31日をもって終了することにより、平成22年4月1日に建物等を民間に譲渡し、施設の民営化にあわせて用地を無償貸付しようとするもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

貸し付けする財産は、南あわじ市櫛田550番地ほか15筆の土地7,237平方メートルでございます。無償貸し付けする相手方は、特別養護老人ホームの建物等を無償譲渡しようとする、南あわじ市松帆高屋乙192番地、社会福祉法人みかり会理事長、谷村 誠でございます。

貸付期間は、平成22年4月1日から平成52年3月31日までの30年間でございます。

以上、議案第100号、財産の無償譲渡につきまして、及び議案第101号、財産の無償貸付につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は2件一括して行います。質疑ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 建物の無償譲渡ですけども、17年経過している建物、現在価値は幾らですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 鑑定評価を行っておりまして、建物どんぐりの里が1億8,387万6,000円でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 社会福祉法人は、法人所得税、固定資産税は無償ですというふう  
に本会議でも説明あったんですが、贈与税等についてどうなっていますか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） かからないと思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それは確かですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） かかりません。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 1億8,300万円の贈与を譲渡するわけですが、説明の中に  
有償で譲渡した場合には、国費、県費の返還が生じるという検討されていますが、有  
償の場合は、国費、県費の返還金額というのは幾らになっていますか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 有償で譲渡した場合、その返還額は、建設当時の事業費  
に占めます国・県補助金額の割合を譲渡額に乗じた額となります。どんぐりの里の場合、  
譲渡額の約50%が返還額となっております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 9,000万円ほどということでしょうか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 仮に、先ほどの評価額で売却したとなれば、そういうふ  
うになります。

○楠 和廣委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 これで質疑を終結いたします。  
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
採決は分割して行います。

まず、議案第100号、財産の無償譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決定  
することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号、財産の無償貸付について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑫ 議案第102号 財産の無償譲渡について

⑬ 議案第103号 財産の無償貸付について

○楠 和廣委員長 次に、議案第102号、財産の無償譲渡について及び議案第103号、財産の無償貸付について、2件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、2件一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） それでは、議案第102号、財産の無償譲渡につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成6年5月に南淡町が開設いたしました特別養護老人ホームすいせんホームにつきまして、開設当初より社会福祉法人に運営を委託し、合併後は淡路島福祉会を指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりました。このたび平成22年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、施設の管理運営方法につきまして、指定管理者制度検討委員会及び新たに立ち上げた公の施設の民営化検討委員会等でもって種々協議、検討を重ねてきたところでございます。その結果、運営法人が変わることなく、利用者、家族が安心して施設を利用できること、また運営法人及び施設職員も安心して施設運営、サービスの提供が行えること、さらに、有償で譲渡した場合には、国費、県費等の返還が生じること、さらに築16年が経過した建物の修繕等、今後、多額の費用が生じることなどの理由により、無償で施設を譲渡するのが南あわじ市にとりましても最善の方法であると



判断いたしました。

また、譲渡先につきましては、介護保険第8条第22項に規定する介護老人福祉施設を運営している社会福祉法人を対象として公募することを決定し、公募期間を平成21年10月14日から平成21年11月13日までとして公募したところ、2法人から申請があったものでございます。

この申請を受けて、平成21年11月14日、公の施設民営化移管団体選考委員会において、民間委員3名を含む14名の委員による厳正なる審査の結果、候補者として選定をいたしましたものでございます。

財産の無償譲渡につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産は、南あわじ市賀集野田764番地、鉄筋コンクリート2階建て建物、特別養護老人ホームすいせんホーム2,825.34平方メートル、南淡デイサービスセンター792.14平方メートル、南淡在宅介護支援センター105.3平方メートル、延べ床面積3,723.78平方メートル及び物品一式でございます。

無償譲渡する相手方は、指定管理者として議案に上げております、南あわじ市八木寺内373番地1、社会福祉法人淡路島福祉会理事長、八木康公でございます。

なお、無償譲渡の時期は平成22年4月1日でございます。

以上で、議案第102号の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第103号、財産の無償貸付につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、施設の管理運営を指定管理により行ってきた特別養護老人ホームすいせんホーム、南淡デイサービスセンター及び南淡介護支援センターの指定管理期間が平成22年3月31日をもって終了することにより、平成22年4月1日に建物を民間に譲渡し、施設の民営化にあわせて用地を無償貸与しようとするもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

貸し付けする財産は、南あわじ市賀集野田764番地の土地1万587.38平方メートル、地目は宅地でございます。無償貸し付けする相手方は、特別養護老人ホームの建物等を無償譲渡しようとする南あわじ市八木寺内373番地1、社会福祉法人淡路島福祉会理事長、八木康公でございます。貸し付け期間は平成22年4月1日から平成52年3月31日までの30年間でございます。

以上、議案第102号、財産の無償譲渡について及び議案第103号、財産の無償貸付について、提案理由のご説明を申し上げます。適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○楠 和廣委員長           提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は2件一括して行います。質疑ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　すいせんホームの現在価値ですね、ちょっと教えていただけますか。

○楠　和廣委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　これも鑑定評価の額ですが、2億5,987万5,000円でございます。

○楠　和廣委員長　　久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　鉄筋コンクリート建物の償却年数というのは、これは何年になっていますかね。

○楠　和廣委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　50年でございます。現在、国の補助金等の関係の中で決めている耐用年数として50年となっております。

○楠　和廣委員長　　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠　和廣委員長　　これで質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠　和廣委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、議案第102号、財産の無償譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号、財産の無償貸付について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

12月21日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 それでは、委員長、副委員長一任の声でございますので、それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. その他

○楠 和廣委員長 次に、その他に入ります。

その他、所管内で何かございますか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 医療体制のことですが、最近、AEDが各事業所等々に配置されています。緊急のときには非常に効力を発揮するわけですが、そこに所属あるいは勤めている方はそこにあるということはお存じやと思うんですけども、一般の方が南あわじ市内でAEDがどこにあってということは余り知られてないかと思うんです。仮に道で通行されている方が急な症状を発生したときに、当然、救急車は呼ぶんですけども、1分1秒を争うという生命にかかわるということですので、市内にAEDがどれぐらい配備されていて、どの事業所に配備されているかというのは、健康福祉部等では把握されているんですか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） たしかAEDは、南あわじ市内で60カ所余りに配置をされておったと思います。それは公共施設以外も含んでおりますけれども。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 配備されてる個別の事業所等については把握されてますか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 防災課の方で、これは正確かどうかはわかりません。順次変わっていつてますので、一番近いところがいつかはちょっと聞いてございませませんが、私自身も少し前に一覧表をいただいておりますし、防災課に行けば一番新しいものが資料としてはあると思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 生命にかかわる事態ということですので、市民に広く設備があるというのを普及知らしめるという手法も大事ではないかと思えます。例えば、AEDの配備マップとか、市民に知らせる手法、そういうのをやっていってこそ、そういうのが有効に活用できると思うんですけども。その辺については健康福祉の方で余りタッチしてないかな。今言った防災課というふうに言われてましたので、そちらの所管になるんですかね。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 具体的にどこが所管になるのかというのは、ちょっとはつきりはわからないんですけども、一応、防災課の方で配置をしている施設でありますとか、また、広域消防にお願いをして、職員についてもAEDの操作について研修を受けたりもしております。その辺の取りまとめとか、そういうようなことについて防災課がやっているというのが現状でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長        ないようでございますので、所管内のその他を終わります。  
それでは、所管外のその他を議題といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長        ないようでございますので、それでは、これでその他の件につきま  
しては、終わらせていただきます。  
執行部からの報告事項がありましたら、お願いをいたします。  
生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長(中田健市)        失礼いたします。  
来年、平成22年の成人式についてご案内申し上げます。  
平成22年の成人式につきましては、1月10日、日曜日、南あわじ市文化体育館で予  
定しております。時間は13時30分からということでございます。もう既に成人式実  
行委員会が中心になりまして、具体的な当日の内容を詰めております。二十歳の主張、思  
い出のビデオレター等、用意しております。文教厚生常任委員の皆様には、また改めて  
文書でご案内を差し上げる予定をしておりますので、当日のご出席方、よろしく願いま  
いたいと思います。  
以上でございます。

○楠 和廣委員長        そのほか執行部の方から連絡事項ございませんか。  
ないようですので、当委員会の閉会に当たり、副委員長の久米副委員長よりごあいさつ  
がございます。

○久米啓右副委員長        これをもちまして、文教厚生常任委員会を終了したいと思います。  
どうもご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時55分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年12月18日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣